

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

| | | | |
|-------|---------------|-----|----------|
| 学校コード | H146310000056 | 学校名 | 仁心看護専門学校 |
| 設置者名 | 医療法人 仁心会 | | |

I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

| | 経常収入(A) | 経常支出(B) | 差額(A)-(B) |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
| 申請前年度の決算 | 5,199,797,303円 | 4,170,838,702円 | 1,028,958,601円 |
| 申請2年度前の決算 | 4,420,920,810円 | 4,052,235,509円 | 368,685,301円 |
| 申請3年度前の決算 | 4,480,450,315円 | 4,052,353,344円 | 428,096,971円 |

II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

| | 運用資産(C) | 外部負債(D) | 差額(C)-(D) |
|----------|----------------|--------------|----------------|
| 申請前年度の決算 | 4,992,967,633円 | 327,296,043円 | 4,665,671,590円 |

III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

| | 収容定員(E) | 在学生等の数(F) | 収容定員充足率(F)/(E) |
|-----------|---------|-----------|----------------|
| 今年度(申請年度) | 120人 | 82人 | 68% |
| 前年度 | 120人 | 96人 | 80% |
| 前々年度 | 120人 | 94人 | 78% |

(IIの補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

| 勘定科目の名称 | 資産の内容 | 申請前年度の決算における金額 |
|---------|---------------|----------------|
| 現金 | 現金 | 4,631,834円 |
| 預金 | 普通預金・定期預金 | 4,488,335,799円 |
| 有価証券 | 円建ユーロ債(期間10年) | 500,000,000円 |

○「外部負債」に計上した勘定科目

| 勘定科目の名称 | 負債の内容 | 申請前年度の決算における金額 |
|---------|-------|----------------|
| 未払金 | 業者未払 | 91,794,743円 |
| 未払金 | 未払法人税 | 235,036,700円 |
| 未払金 | 未払消費税 | 464,600円 |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

| | |
|------|----------|
| 学校名 | 仁心看護専門学校 |
| 設置者名 | 医療法人 仁心会 |

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数 | 省令で定める基準単位数又は授業時数 | 配置困難 |
|--------|------|-----------|--|-------------------|------|
| 医療専門課程 | 看護学科 | 夜・通信 | 旧カリキュラム 270 単位時間 (3年) 新カリキュラム 270 単位時間 (1・2年) | 240 単位時間 | |
| | | 夜・通信 | | | |
| | | 夜・通信 | | | |
| | | 夜・通信 | | | |

(備考)

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

| |
|-----------|
| 学科名 |
| (困難である理由) |

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財團法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

| | |
|------|----------|
| 学校名 | 仁心看護専門学校 |
| 設置者名 | 医療法人 仁心会 |

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

| | |
|----|---|
| 名称 | 運営委員会 |
| 役割 | <p>運営委員会は、主として次の事項を審議し又は決定する。</p> <p>(1) 学則その他本校の規程に制定改廃に関すること (2) 予算及び決算に関すること (3) 教育方針、教育計画及び教育内容 (4) 学生の定員その他身分に関すること (5) 教育施設に関すること (6) 前各号に掲げるほかに重要な事項に関すること</p> |
| | <p>※上記の項目を学校運営に反映させる。 別紙：運営委員会 規程</p> |

2. 外部人材である構成員の一覧表

| 前職又は現職 | 任期 | 備考（学校と関連する経歴等） |
|-------------------------|-------------------------|----------------|
| 福山病院 総看護師長 | 始期 2022.4～ 終期 2024.3 | 就職病院 |
| 松下病院 総看護師長 | 始期 2022.4～ 終期 2024.3 | 実習病院 |
| オレンジ学園 看護部長 | 始期 2022.4～ 終期 2024.3 | 実習施設 |
| (備考) 運営委員会に外部人材を複数専任 | | |

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|------|----------|
| 学校名 | 仁心看護専門学校 |
| 設置者名 | 医療法人 仁心会 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

授業計画（シラバス）作成要領に基づき2月より作成し、4月完成。

HPで公開。

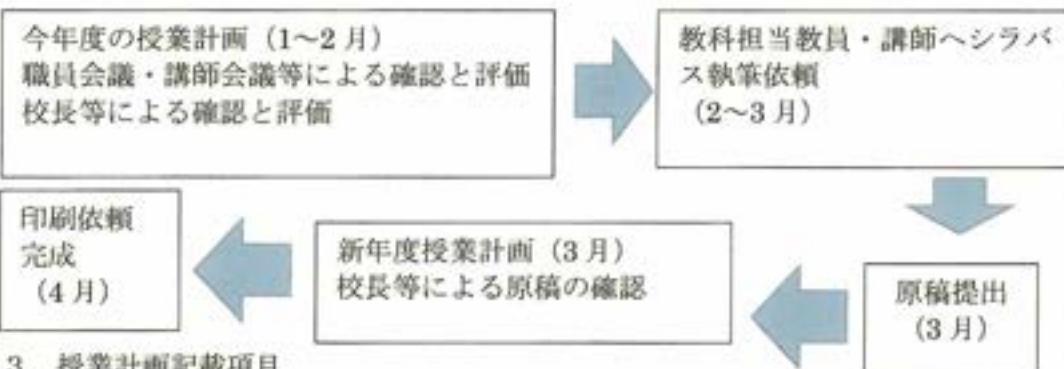
授業計画（シラバス）作成要領

1. 授業計画作成要領について

この作成要領は、授業計画作成のガイドラインとして、学生の主体的な学習の手助けとなるように定める。

2. 作成の流れ

授業計画は図のような流れで作成します。教育の質向上への取組みの一環として、校長・副校長・教務主任による授業計画のチェックを実施します。



3. 授業計画記載項目

- ① 授業科目、担当者名、実務経験有無（例：看護師 有・医師 有）（実務経験を生かして学生に「その実務経験を生かして行う教育内容」）、単位数、時間数、授業形態、履修年次、授業の目標及び授業計画、使用教材及び参考文献、評価方法を記載する。
また、担当者が複数名の場合は担当者相互で内容等を事前に調整し、連名で作成する。
- ② 授業の目標及び授業計画（授業の方法及び内容）
 - ・授業の概略、学問分野における授業の位置づけ
 - ・授業期間全体を通じた授業内容
 - ・実務経験を生かして行う教育内容
 - ・授業回数の確保及び試験項目
- ③ 使用教材及び参考文献
 - ・使用予定の書名、著者、発行所
- ④ 評価方法
 - ・授業目標に対して学修成果をどのように判断するのか。評価方法を記載。
(例：出席状況、終講試験、小テスト、レポート、課題等)

別紙：授業計画（シラバス）作成要領添付

授業計画書の公表方法 | <http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

仁心看護専門学校履修規程及び仁心看護専門学校評価規程に基づく

仁心看護専門学校履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仁心看護専門学校学則施行細則第35条の規定に基づき、教育課程の履修に関する必要な事項を定める。

(履修)

第2条 授業科目の履修については、全科目を必修とする。

2 履修にあたっては、定められた各学年の教育計画に従わねばならない。

3 授業の1時限は90分とし、時間数は2時間とする。

4 授業科目ごとに出席を確認する。1時間の授業のうち15分を超えて受講しなかつた場合は欠課とする。

(受験資格)

第3条 出席時間数が講義時間数の3分の2以上出席した者でなければ、その科目的試験を受けることができない。

2 公欠により出席時間数が満たない者は、教科担当者へ補習授業願(様式14号)を提出し許可を受けた後、所定の補習授業を受けることができる。

(修了試験)

第4条 修了試験は、各科目的授業終了後に実施する。

(試験の予告)

第5条 試験は、原則として1週間前に掲示等により予告し、各科目担当教員が行うものとする。

(追試験)

第6条 忌引その他やむを得ない理由により学科試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。ただし、学科試験当日の9時までに受験できない事由の連絡をしなければならない。

2 追試験を受けようとする者は、出席可能となった登校時に教科担当へ追試験願(様式第15号)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 追試験は原則として出席可能となった初日に実施する。

4 再試験の追試験についても前項を適用する。

(再試験・単位認定試験)

第7条 試験の結果、不合格となった者は、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けようとする者は、実施日前日の17時30分までに教科担当者へ再試験願(様式第16号)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 再試験の結果、不合格となって科目は単位認定試験を受けることができる。

4 単位認定試験を受けようとする者は、実施日前日の17時30分までに教科担当者へ単位認定試験願(様式第16号の2)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

単位認定試験は長期休暇に実施する。

(追試験・再試験・単位認定試験の予告)

第8条 追試験及び再試験・単位認定試験は、原則として校長の許可を得て行うものとし、実施方法は、前条に準ずる。

(受験料)

第9条 再試験・単位認定試験を受けようとする者は、受験料を納入しなければならない。

2 追試験の受講料は免除される。

(試験の方法)

| | |
|---------|---|
| | 第10条 授業科目の試験は、筆記、レポート提出、実技等の方法により行う。また、複数の方法も併用することができる。 |
| 2 | 筆記試験の時間は、1科目 50 分とする。 |
| 3 | やむを得ない理由により遅刻する場合、試験開始後 20 分以内の遅刻については、受験を認める。ただし、試験時間は延長しない。試験開始後 30 分を経過すれば退室を認めるが再入室はできない。 |
| 第11条 | 受験中に不正行為があった場合は、即時受験を中止し、当該受験科目及びそれ以降の試験について受験資格を失う。 |
| (実習) | |
| 第12条 | 実習は定められた実習計画に従って履修する。 |
| 2 | 実習に関する詳細は実習要項に定める。 |
| 3 | 公欠により出席時間数が満たない者は、教科担当者に補習実習願（様式第 14 号）を提出し許可を受けた後、所定の補習実習を受けることができる。 |
| 4 | 以下のものについては再実習を受けることができる。 ① 欠席時間が実習予定時間の 3 分の 1 を超え実習評価を受けることが出来なかつた者。 ② 実習評価が 60 点満たない者。 ③ 6 項の再実習対象科目にあたるもの。 |
| 5 | 再実習受けようとする者は、所定の日までに教科担当者へ再実習願（様式第 17 号）を提出し再実習費を納入して、校長の許可を受けなければならない。 |
| 6 | 次の科目は再実習を受けることができる。 <u>2 年次の「看護実践力の基礎を培う実習」以外の科目</u> |
| 7 | 再実習は本校の規定する期間に行う。 1) 「病院における看護の場と人を知る実習」 : 1 年次の春季休暇中 2) 2 年次の「健康な子どもを理解する実習」「地域で生活する高齢者を理解する実習」 : 2 年次の春季休暇中 3) 2 年次の「看護の実践力を培う実習」 : 3 年次夏季休暇中 4) 3 年次の「すべての実習」 : 当該年度の 1・2 月中 |
| 8 | 再実習で取得できる単位は以下の通りとする。 1) 1 年次春季休暇中 : 1 単位 2) 2 年次春季休暇中 : 1~2 単位 3) 3 年次夏季休暇中 : 2 単位 4) 3 年次の 1・2 月中 : 1~2 単位 |
| | 仁心看護専門学校評価規程 |
| (目的) | |
| 第1条 | この規程は、仁心看護専門学校（以下「本校」という）学則施行細則第 35 条に基づき、学習の評価について必要な事項を定める。 |
| (単位修得) | |
| 第2条 | 授業科目の単位修得は本校において実施する試験に合格しなければならない。 2 授業科目を受講し、合格した者に対して所定の単位を与える。 |
| (試験) | |
| 第3条 | 本校における単位認定の試験は、原則として修了試験・追試験・再試験及び試験とする。 |
| (学習の評価) | |

第4条 学習の評価は、試験・実習評価表の成績、学習態度、出席状況などを総合し基準により行い、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の標語をもつとする。

優(80点以上)・良(70~79点)・可(60~69点)・不可(59点以下)

(1) 学科試験

ア 学科評価は、出題教員の採点により、すべて100点制とする。ただし、目につき複数に及ぶときは、その平均点とする。

イ 追試験の成績は得点の80パーセントとする。

ウ 再試験・単位認定試験は、科目ごとに実施し60点以上を合格とする。但し、評価は可とする。

(2) 実習成績

ア 実習評価は100点制とし、各実習要項に定めた評価方法により担当教員が評価を行い、実習評価会議で決定する。

イ 再実習の評価は60点以上を合格とし、評価は可とする。

ウ 守秘義務違反その他、倫理に反する行為があった場合には当該単位認定が得られない場合もある。

(評価対象外)

第5条 正当な理由なく、また無届けで試験を受けなかった授業科目は、評価の対象外とする。

(成績表)

第6条 各授業科目の評価は、成績表によって各人に通知する。

(卒業の延期)

第7条 所定の単位を修得できない者は、卒業を延期される。

(留年)

第8条 当該年度の単位を修得できない者は進級できずに当該学年に留年とする。

別紙：仁心看護専門学校履修規程添付

別紙：仁心看護専門学校評価規程添付

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

履修評価の成績評価点数を、全科目の合計点の平均を算出する方法で客観的な指標として設定している。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

ディプロマ・ポリシー（卒業認定に関する方針）

学則 25 条に基づき、授業科目を履修し、卒業に必要な単位を取得した上で
学生は卒業時に次の能力を修得していること。

1. 豊かな感性と人間を尊重する精神と態度を身につけている

2 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解できる。

3. 科学的根拠に基づいて、看護を実践できる基礎能力をみにつけている。

4. 保健・医療・福祉チームにおける看護の役割と責任を自覚し、社会貢献できる能力を身につけている。

5. 国際的視野を持ち、専門職者とし看護の向上に努め、人間的成长を図ることができる。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

| | |
|------|----------|
| 学校名 | 仁心看護専門学校 |
| 設置者名 | 医療法人 仁心会 |

1. 財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|--------------|---|
| 貸借対照表 | http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/ |
| 収支計算書又は損益計算書 | http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/ |
| 財産目録 | http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/ |
| 事業報告書 | http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/ |
| 監事による監査報告（書） | http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/ |

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

| 分野 | | 課程名 | 学科名 | | 専門士 | 高度専門士 |
|--------|----|-----------------------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 医療 | | 専門課程 | 看護 | | ○ | |
| 修業年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 | | 開設している授業の種類 | | |
| | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 |
| 3年 | 昼 | 旧カリキュラム 3015 単位時間 | 1810 単位時間 | 170 単位時間 | 1035 単位時間 | 3015 単位時間 |
| 修業年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 | | 開設している授業の種類 | | |
| | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 |
| 3年 | 昼 | 新カリキュラム 2940 単位時間 | 1687 単位時間 | 308 単位時間 | 945 単位時間 | 2940 単位時間 |
| 生徒総定員数 | | 生徒実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 |
| 120人 | | 82人 | 0人 | 10人 | 45人 | 55人 |

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）

授業計画（シラバス）作成要領に基づき2月より作成し、4月完成。
HPで公開。

授業計画（シラバス）作成要領

1. 授業計画作成要領について

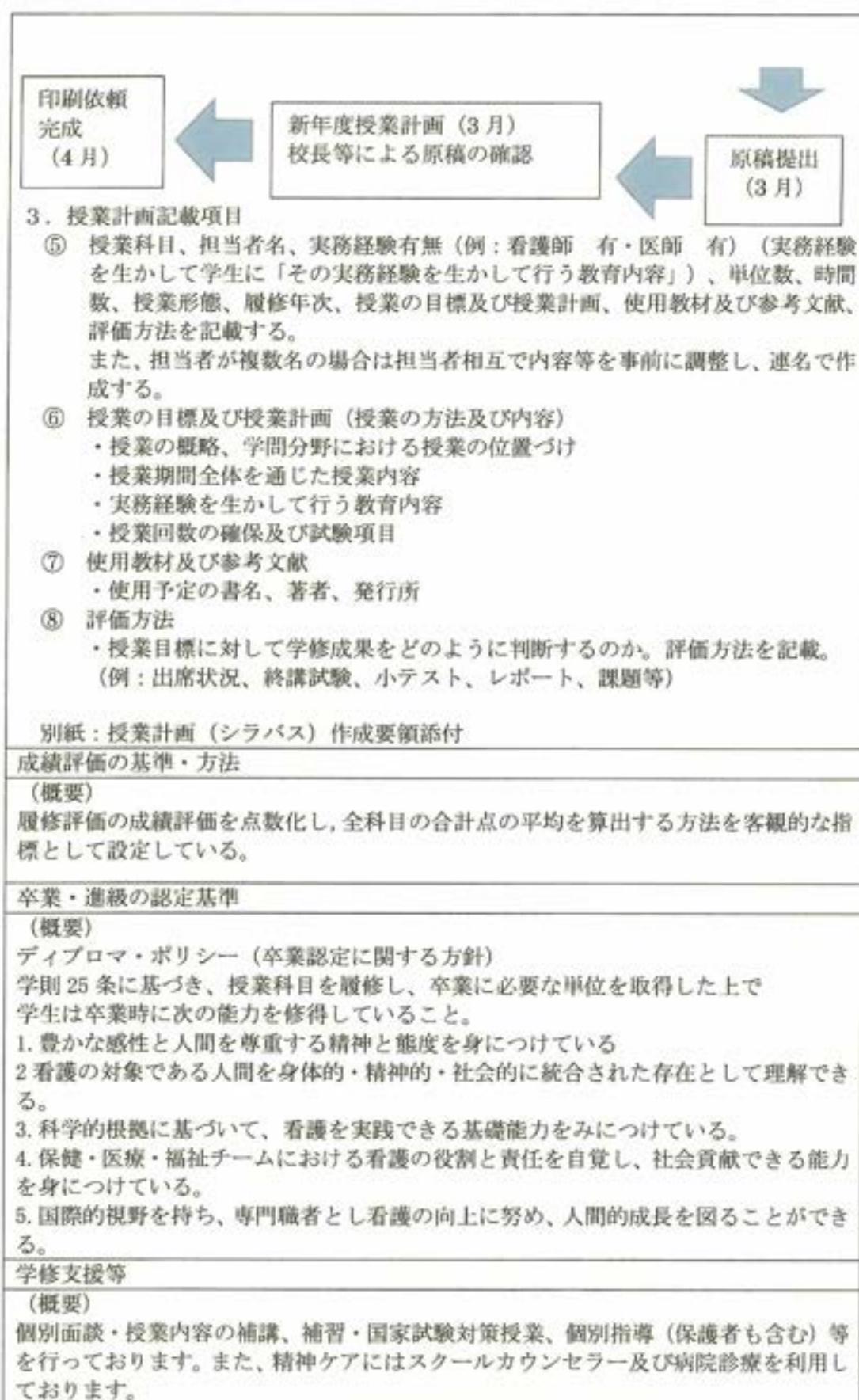
この作成要領は、授業計画作成のガイドラインとして、学生の主体的な学習の手助けとなるように定める。

2. 作成の流れ

授業計画は図のような流れで作成します。教育の質向上への取組みの一環として、校長・副校長・教務主任による授業計画のチェックを実施します。

今年度の授業計画（1～2月）
職員会議・講師会議等による確認と評価
校長等による確認と評価

教科担当教員・講師へシラバ
ス執筆依頼
(2～3月)



卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

| 卒業者数 | 進学者数 | 就職者数 (自営業を含む。) | その他 |
|--|-------------|-------------------|---------------|
| 34人 (100%) | 0人 (%) | 33人 (97.1%) | 1人 (2.9%) |
| (主な就職、業界等) 病院 | | | |
| (就職指導内容) 在学中は、外部講師を招いてのセミナーや個別の面接練習等を行っております。また、1年次から個人面談を中心に指導しております。 | | | |
| (主な学修成果（資格・検定等）) 専門士・看護師国家試験受験資格・保健師、助産師学校の受験資格・大学養護教諭養成課程受験資格・大学入学編入資格 | | | |
| (備考) (任意記載事項) | | | |

中途退学の現状

| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
|---|----------------|------|
| 97人 | 8人 | 8.2% |
| (中途退学の主な理由) 進路変更・健康面・学業不振 | | |
| (中退防止・中退者支援のための取組) 在学中は1年次から個人面談を中心に学習指導や生活指導しております。 スクールカウンセラーも利用しております。 | | |

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料 (年間) | その他 | 備考（任意記載事項） |
|--------------|-----------|-------------|-----------|------------|
| 看護 | 150,000 円 | 540,000 円 | 240,000 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 修学支援（任意記載事項） | | | | |
| | | | | |

b) 学校評価

| |
|--|
| 自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/ |
| 学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） |
| 下記の方針・規程を定め、委員の選任を行う。 |
| 学校関係者評価基本方針 |
| 1. 目的 ① 本校の教育活動や学校運営の状況に関する評価を積極的に行い、その結果に基づき改善を図り、社会にとって必要な人材を育成していく。 ② 自己評価に結果に基づいて行う学校関係者評価の実施とその結果の公表・説明により、関係者に対して、適切に説明責任を果たす。 |
| 2. 学校関係者評価に時期 ① 自己評価 教職員が、本校の理念・目標に照らして、自らの活動について行う評価。前年度の自己評価を2月までに完了する。 ② 学校関係者評価 学校関係者（専門分野委員、卒業生、保護者、その他教育に関する有識者等）を学校自ら専任し、構成された評価委員会が自己評価の結果について行う評価。 |
| 3. 学校関係者評価の内容 学校関係者評価については、自己評価を行った以下の項目について実施する。 ① 教育理念・目的 ② 教育目標 ③ 教育課程経営 ④ 教授・学習・評価過程 ⑤ 経営・管理過程 ⑥ 入学 ⑦ 卒業・就職・進学 ⑧ 地域社会・国際交流 ⑨ 研究 4. 学校関係者評価の組織 ① 学校関係者評価委員会を組織する。 ② 委員会の構成は、別紙「学校関係者評価委員会名簿」による。 |

| | |
|----|--|
| 5. | 学校関係者評価の実施 |
| ① | 原則として1年間1回委員会を実施する。 |
| ② | 委員会実施前に、学校で行った自己点検評価の資料を各委員に配布する。 |
| 6. | 学校関係者評価の公表 |
| ① | 学校関係者評価の結果は、学校ホームページで公表する。 |
| 7. | 学校関係者評価の活用 |
| ① | 目標設定→実行→評価→改善の一連のサイクルを通じて、共通目標設定へ活用する。 |
| ② | 評価結果は、新年度年間計画作成の参考資料とする。 |

別紙：学校関係者評価会議報告書
 別紙：学校関係者評価基本方針添付
 別紙：学校関係者評価委員会規程添付
 別紙：学校関係者委員会名簿添付 氏名非公表

| 学校関係者評価の委員 | | |
|---------------|-------------------------|------------------------|
| 所属 | 任期 | 種別 |
| 後援会会长及び役員 | 始期 2022.4～ 終期 2024.3 | 保護者 |
| 看護師 | 始期 2022.4～ 終期 2024.3 | 卒業生 |
| 松下病院総看護師長 | 始期 2022.4～ 終期 2024.3 | 専門分野委員 |
| 福山病院総看護師長 | 始期 2022.4～ 終期 2024.3 | 専門分野委員 |
| オレンジ学園看護部長 | 始期 2022.4～ 終期 2024.3 | 専門分野委員 |
| たちばな医療専門学校副校長 | 始期 2022.4～ 終期 2024.3 | 教育に関する有識者 |
| たちばな医療専門学校事務長 | 始期 2022.4～ 終期 2024.3 | 教育に関する有識者 及び財務関係有識者 |

学校関係者評価結果の公表方法
 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
<http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/>

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

| |
|---|
| (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) |
| http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/ |

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合は、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

| | |
|-------|---------------|
| 学校コード | H146310000056 |
| 学校名 | 仁心看護専門学校 |
| 設置者名 | 医療法人 仁心会 |

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

| | | 前半期 | 後半期 | 年間 |
|--------------------|------|-----|-----|-----|
| 支援対象者（家計急変による者を除く） | | 18人 | 15人 | 18人 |
| 内訳 | 第Ⅰ区分 | - | | |
| | 第Ⅱ区分 | - | | |
| | 第Ⅲ区分 | - | | |
| 家計急変による支援対象者（年間） | | | | 0人 |
| 合計（年間） | | | | 18人 |
| (備考) | | | | |

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|----|----|
| 年間 | 0人 |
|----|----|

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。） | | |
|---|---------|---|-----|-----|
| | | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修業年限で卒業又は修了できないことが確定 | 0人 | | | |
| 修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下) | 0人 | | | |
| 出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況 | 0人 | | | |
| 「警告」の区分に連続して該当 | 0人 | | | |
| 計 | 0人 | | | |
| (備考) | | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

| | | | |
|---------|---|-----|-----|
| 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。） | | |
| 年間 | 0人 | 前半期 | 後半期 |

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---------|----|
| 退学 | 0人 |
| 3月以上の停学 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| (備考) | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

| | |
|---------|----|
| 3月末満の停学 | 0人 |
| 訓告 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| (備考) | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。） | |
|---|---------|---|-----|
| | | 年間 | 前半期 |
| 修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下) | 0人 | | |
| GPA等が下位4分の1 | - | | |
| 出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況 | 0人 | | |
| 計 | - | | |
| (備考) | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。